

# 平成28年経済建設常任委員会概要記録

(会期中)

## － 第1号 －

○会議日時 平成28年3月7日(月) 午前9時30分～午後5時15分

○場 所 国分寺庁舎304会議室

委員の出欠状況(出席=○ 欠席=×)					
職	出欠	氏名	職	出欠	氏名
委員長	○	石田陽一	副委員長	○	野田善一
委員	○	柳田柳太郎	委員	○	高山利夫
〃	○	磯辺香代	〃	○	岡本鉄男
			出席6人 欠席0人		

説明のため出席した者			
職	氏名	職	氏名
産業振興部長	大橋義一	建設水道部長	大橋孝治
農政課長	高德吉男	農業委員会事務局長	大島浩司
商工観光課長	清水光則	建設課長	石島正光
都市計画課長	谷田貝一彦	区画整理課長	北條均
水道課長	菊地健夫	下水道課長	若林宏正

事務局			
職	氏名	職	氏名
議会事務局長	川俣廣美	議事課長	黒川弘

○議員傍聴者 村尾光子、中村節子

○一般傍聴者 なし

## 1 開 会

2 あいさつ 石田委員長・議長・市長

## 3 議 題

### 現地調査

- ・石橋地区都市農村交流施設建設事業
- ・市道1-5号線整備事業（東田橋）
- ・市道2-10号線整備事業（細谷地内）
- ・小金井駅東口公衆トイレ整備事業

補足説明 なし

### (1) 付託事件審査について

議案第1号 平成27年度下野市一般会計補正予算（第5号）【所管関係部分】

質疑・意見

[歳出]

#### 6款1項3目 農業振興費

○高山委員：担い手総合対策支援事業の新規就農総合支援事業の補助金減額について、ことしの新規就農の実績について伺う。

●農政課長：新規就農者については、継続の方で13人いるが、本年度については新規で就農された方はいない。相談は10件ほどあり、中には他県からイチゴをつくりたいということで研修を受けている方もいるが、要件を満たしていないので、今年度は新規で補助金を受けている方はいない。

#### 8款2項1目 道路維持費

○磯辺委員：JR小金井駅東西自由通路点検事業について、全額減額になっている。28年度予算で4千万円計上されているが、減額になったことを説明願う。

●建設課長：JRと協議の中で、28年度に補修のための調査並びに設計、29年にその積算、30年に補修工事並びに定期点検—今回削減しております定期点検を

30年に一緒にやったほうが安価ではないかという提案があったので、それに合わせて減額するものである。

### **11款 2項 1目 農業災害復旧費**

○高山委員：農業災害復旧事業の上長田堰災害復旧事業の負担金について、上長田堰はどここの堰になるのか。

●農政課長：場所は壬生町安塚にある。上長田堰の受益が下野市で約9ヘクタール、壬生町で約8ヘクタールある。これについては、1月になり壬生町から頭首工の木樋と取水の樋門が損傷しているということで、これについては国の補助事業で実施するという連絡があり、下野市の受益地分の負担金ということである。

### **繰越明許費**

○岡本委員：平成27年度の一般会計については、10年を迎えるわけだが、予算総額が287億6,276万1,000円ということで、この期間の予算の中では一新庁舎の建設ということも含めて一いちばん大きな予算規模だったと思う。そうした中で疑問に思っているのは、土木費の繰越明許費が、過年度額になっており計算したところ、6億1,039万4,000円上げられている。総予算の2.1%に当たる高額になっており、通年だとこのようなたくさんの繰越明許費というものが計上はされていないけれども、今回このような繰越明許費が多額になった、各项目的には、路線を含めてたくさんあるわけだが、主な要因の説明を願う。

●建設水道部長：土木費が今年多いのは、昨年12月の補正において1－2号線外道路整備事業、合わせて仁良川地区の道路整備事業、こちらで約3億近い補正予算をいただき、これがそっくり繰り越しになっている。繰り越しについては先の委員会でも野田副委員長からも話があったように、4年前の決算のときの関係で監査委員からも土木費の繰り越しが多いという指摘があり、3年前から各事業別の進捗状況のヒアリングをやりながら、毎年繰り越し予算については減ってきていた。ただ、今回多いというのは、昨年12月の補正予算で1－2号線の排水関係で1億5,000万円ほど補正予算をいただいた。また、仁良川地区においても同様な額で擁壁の関係で補正予算をいただいたが、特にその分が27

年度の繰り越しとしては多いということで、確かに繰り越しについては一番多いときで5億円先あった。昨年の実績で計算している中でもまだ4億くらいの繰り越しがあったと記憶しているが、ことし多いというのはその2件の繰り越しが多いため、その2件を除けば例年よりもさらに繰り越しについては減ってきているということをご理解いただきたいと思う。

- 岡本委員：確かに理解できないわけではない。件数が多くて実際に着工すると、いろいろな障害が出て、あるいは、27年度は9月の豪雨災害もあったので、工事が一時中断してできなかったと。それがこういう形で出てきたのではないかという理解はできるが、あまりにも土木費が占めているので、そういうものはいかななものかという反面、年度当初予算が毎年3月の会議で決まるわけだが、工事の発注というのが毎年見てみると大変遅い。4月5月も発注はされると思うが、実際に業者は6月7月にならないと入らないという状況で、できないと。こういう形で繰越明許になれば、翌年できるという安易な気持ちで繰り越しがされているようなことであれば、私は、それこそは由々しき問題ではないかと思ひ危惧しているので、ぜひそういうところを見据えた予算の執行を。議員だけではなく一般の人も見ているわけなので、何だというような指摘も受けかねない金額なので、今後の取り組みについてはしっかりと説明責任を果たしてやっていただきたい。

採決の結果、全員賛成により所管部分について可決すべきものと決す。

議案第6号 平成27年度下野市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
-------------------------------------

質疑・意見

[歳入]

6款3項2目 弁償金

- 岡本委員：原子力災害による損害賠償金について、使途について説明願う。
- 下水道課長：先の一般会計の補正により、繰入金の減額という形をとっており、一般会計を減額したような形になっている。
- 岡本委員：何に使ったか。繰り入れを減額して終わりなのか。損害賠償金とし

てきたものを、繰り入れても結構だが、何のために賠償金が入ってきたのか。

- 下水道課長：賠償金については、平成25年に汚泥等処理した処理費用で支出している金額—25年度の処理費用と22年の震災前の金額により計算で得た控除額、これを差し引いた金額が処理費用となっている。したがって、以前処理した費用が充当されたというように考えている。その費用については、基本的には建設費用に使われているというふうに考えている。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第7号 平成27年度小山栃木都市計画事業仁良川地区土地区画整理事業

特別会計補正予算（第3号）

質疑・意見

繰越明許費

○磯辺委員：繰越明許については、移転に時間を要したという説明であった。これは1件分なのか、数件分なのか。数件であれば何件分なのか、また見通しについて説明願う。

- 区画整理課長：物件移転補償費6件分の後払いである。いわゆる完了払いで4,210万円である。すべて27年度中に契約を締結したが、不測の時間を要し物件移転が終了しなかったということで、契約期間内に完了できないので繰り越しをした。

○磯辺委員：工事請負費の5,000万円は、移転と関係あることなのか。

- 区画整理課長：先ほどの物件移転補償費とは別に、前年度から移転交渉を締結しているが、建物等の移転が遅くなってしまったことによる。第1工区の都市計画道路35902号線の道路改良工事1件分である。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

質疑・意見

[歳入]

13款2項2目 農林水産業費負担金

○磯辺委員：農業水利施設保全対策負担金と多面的機能支払負担金があるが、これらの充当先はわかっているが、農業水利施設保全対策負担金は地元負担のことか。多面的機能支払負担金も地元負担なのか。誰が負担するのか。

●農政課長：農業水利施設保全対策負担金は国分寺土地改良区の宮前堰の詳細設計にかかるものである。これについては、国50、県20、市30という負担割合であるが、受益地が下野市と小山市に分かれている。小山市が40.7%の受益地ということで、28年度は詳細設計だが、小山市からの負担金である。多面的機能支払負担金については、下野市の東部農村環境保全会と成田堰の保全会の2つの保全会が上三川町のエリアを含んで事業が実施されている。その関係で上三川町からの負担金である。

○磯辺委員：小山市から負担金をいただくということは、小山市からいただくのか。多面的機能についても、上三川町からいただくのか。負担割合は国県が70%で市が30%。地元の負担がないような感じなのでそれぞれの自治体からいただくということか。

●農政課長：詳細設計については、地元、土地改良区の負担金はなしで実施しているので、市の30%分を下野市と小山市の受益の割合で負担している。多面的機能支払負担金についても、市のほうで25%の負担をしている。その分の上三川町分ということになる。

15款2項5目 土木費国庫補助金費

○磯辺委員：社会資本整備総合交付金の中の、公園整備事業費が1億1186万円あるが、この対象事業は、大松山と三王山でよろしいか。

●都市計画課長：公園整備事業費の内訳は、都市計画課所管として三王山地区公園整備事業6200万円、公園施設長寿命化策定事業1100万円、区画整理課所管の仁良川地区公園整備事業500万円、スポーツ振興課所管の大松山運動公園拡張整備事業3386万円、以上になる。

### 16款 3項 2目 農林水産業費 県委託金

- 磯辺委員：農業委員会費委託金の農業委員会交付金380万円について、歳出の農業委員会の国県補助金が110万円、載っている。交付金は国県補助金とはまた違うのか。380万円の充当先は。
- 農業委員会事務局長：すべて職員人件費に充当している。

### 16款 2項 4目 農林水産業費 県補助金

- 野田副委員長：農業費補助金で新規就農総合支援事業補助金2625万円が計上されているが、先ほどの27年度補正予算では2550万円減額しているが、ことしは新規就農者が見込めるということで計上されているのか。慣性的に予算だてされているのか。
- 農政課長：27年度の減額補正については、26年度の追加補正の時に、国からの前倒しで補正予算がついていた。このため、27年度分を26年度の補正の前倒しで支払いをしたということで、今回は減額になっている。28年度予算については、継続分13名、また今年度相談を受けている中で3名ほどの該当者がいるということで16名、そこに追加が予想されるため1名を追加した予算を組んでいる。

## [歳出]

### 4款 1項 3目 環境衛生費

- 高山委員：浄化槽設置補助事業について、何件分を計上しているか。
- 下水道課長：処理槽の大きさごとに計上している。5人槽が4基、7人槽が10基、10人槽1基で計上している。

### 6款 1項 1目 農業委員会費

- 高山委員：農業委員会運営費の農業委員会会長交際費について、主にどのような使われ方をするのか。
- 農業委員会事務局長：栃木県農業会議等が主催する検討の会議等、県への陳情の時の負担金となっている。

### 6 款 1 項 2 目 農業総務費

○磯辺委員：今年はバイオマスに関する負担金が計上されていないが、そのいきさつを伺う。

●農政課長：今年度、農政課職員 1 名と環境課職員 1 名がバイオマス研修会に参加している。長野県飯山市と栃木県大田原市のバイオマス活動推進計画（案）の作成ということでお手伝いをしている。その関係で、2 名がこういった資格を持っているので、その 2 名に今後下野市としてこういったものがバイオマス資源として活用できるか、そういったものの検討をするということで。今後、また必要があればそういった受講機会を設けることもあると思うが、現在 2 名いるのでそれで対応していくということで、28 年度の予算は計上していない。

○磯辺委員：バイオマス活用に関して、下野市として関心を持ち続けるという姿勢には変わらないということか。

●農政課長：バイオマスの材料となる間伐材を利用してそれをチップにして発電を起こすとか、資源のある所とない所。下野市ではなかなか資源が見つからないということで、あとは資源を利用して施設を作った場合に、どれほどの費用対効果があるかも検討しなければならないので、その辺の検討をしていくということである。

### 6 款 1 項 3 目 農業振興費

○磯辺委員：担い手総合対策支援事業の農地中間管理機構集積協力金交付事業は、100パーセント県の補助金であるが、農地の中間管理機構がやっている仕事と農業公社がやっていることが似ているように感じる。これについてどのようにすみわけされているか。国県に代わって交付金支払をやっているということではよろしいか。

●農政課長：農家をやめたり経営転換したりそういったときに、公社、農政課、農業委員会の 3 者連携のもと、相談を受けている。実際に農地中間管理機構に貸し出す関係書類の作成、貸し手と借り手の結びつきなどそういった件については主に農業公社でやっていただいている。どこの窓口でもそういった相談を受ける体制を整えるということで、似通った業務になるかもしれないが、連携の下で事業をすすめている。補助金については、国、県、市というようにおり

てくるわけだが、それら全て市で交付している。

○磯辺委員：交付事業は市の農政課が行っているということによろしいか。

●農政課長：市から県を通して国に実績を報告し、それに基づき補助金が市に支払われるので、それを該当する方に補助金を交付する。

○磯辺委員：そうすると農業公社の本来の役割はどういうふうになるのか。

●農政課長：農業公社のほうはあくまでも中間管理機構に農地を貸す人と借りる人の契約関係を実施している。農政課では、それに基づき補助金を交付している。この中に補助金の種類として3種類ほどあり、経営転換協力金は農業をやめる方、田んぼをやめて畑作だけを中心にする方等、そういった方について面積に応じて金額が決まっている。その他、耕作者集積協力金は、借りる人の近くの土地を耕作しやすいように、隣の土地を貸し付けるとか、そういったものがある。地域全体の集積率を上げる取り組みに対しての補助金もあるので、そういった補助金の交付事務は農政課で行っている。

○高山委員：地元農畜産物普及事業の委託料の内容を伺う。

●農政課長：平成27年度からの継続事業である。昨年度は東京への野菜の認知度を高めるということで売り込みを実施した。あとは、地元生産者の技術の向上や後継者の若手園芸家の育成などを実施している。地元では野菜料理のセミナーや、宇都宮大学で70年ほどアブラナ科の研究をしているということで、新品种で機能性野菜の香味菜という野菜を今、研究している。これについては、引き続き宇都宮大学と下野市と県、生産者が一体となって今後も事業を進めていきたいと考えている。また、1月にジャガイモの品種拡大セミナーということで新しい品種を下野市で生産しようと、その品種に対して10名ほどの生産者が取り組んでいるので、そういったものを拡大して行こうと考えている。そのほか、直売所関係の販売力強化のための研修会も実施していきたいと考えている。

○磯辺委員：地元農畜産物普及支援業務は誰が行っているのか。

●農政課長：27年度については、株式会社ギリーという東京にある会社である。

○磯辺委員：この会社がマルシェなどの企画もやってくれていたということか。

●農政課長：ギリーの代表者は東京でかなり活躍されている方で、料理研究家や有名ホテルの料理長との結びつきが大変強い方である。その関係でそういうところへ下野市の方に行っていただいたり、またはこちらに来ていただいたり、

人と人とを結びつける役割を持って取り組んでいただいている。そのほか、いろいろなセミナーの開催にも取り組んでいただいている。

○磯辺委員：先ほど視察させていただいた、6次産業化推進事業の石橋地区都市農村交流施設建設事業は、平成28年度中には施設が完成するということであるが、あとは経営していかなければならないということである。施設を展開する、受け皿になる団体、その育成などについて伺う。

●農政課長：交流施設建設事業に当たっては、平成24年度から地元の組織と方向性、基本設計などを協議している。本年度についても、地元の検討委員会と協議を重ねながら進めているところであるが、最終的には施設の管理運営についても、今の検討委員会が母体となって実施していくということで方向性は決まっている。市の支援としては、加工品についても地域の特色のあるものを販売していただきたいということで、今回補助金で、6次産業化導入支援事業というのがあり、これは県の事業であるが、補助事業分の負担の半分を市で持つことによって、加工品の試作品や新たな商品開発に取り組んでいただきたいと考えている。

○磯辺委員：まだ団体として独立しているわけではなくて、検討委員会のメンバーが加工品の開発などに着手したという段階であり、代表が決まったり、組織の規約が決まったりとかそういうわけではないのか。

●農政課長：加工部門の代表者については、惣菜や菓子、漬物、味噌などの代表者は決まっている。販売や直売所部門についても、1月に代表者の選考委員会を開いております。現在、協議会の規約案などを事務局では持っているが、協議会の設立に向けては28年度早々から始めたいと考えている。

## 6款1項5目 農地費

○野田副委員長：農地・水・環境保全向上対策事業の農地維持支払・資源向上支払（共同）交付金の内容について伺う。

●農政課長：現在、市内には24団体の保全会がある。主に、農業用施設、U字溝の堀ざらいや排水溝の泥上げ、畦畔等の草刈などを行っている。大きな水路等については個人の農家の方ができない時には、業務委託ということで事業を業者に委託しながら農業環境の保全と農業施設の維持管理を行っている。

○野田副委員長：昨年の資料を見ると、平成26年度までは、市内9地区で9団体が事業に関係していたが、平成27年度は新規活動組織として12地区、平成27年度以降活動予定組織3地区ということで、平成27年度からにわかにふえ、下野市内の農村地帯全地域がカバーされている。平成27年度に急激にふえた原因、理由は何か。

●農政課長：自分たちの手で資源を守ろうということで、26年度までは9地区で実施されてきたが、各土地改良区からもこういった事業を積極的に取り入れて農地の保全を進めようということで、地域の方の姿勢というか盛り上がりで地区がふえてきたと考えている。

○野田副委員長：市内24カ所に、こういう会があるということであるが、実績を把握しているか。

●農政課長：新しい組織については保全会の協議会というものをつくっており、各保全会の事務を委託するような形で事務担当者に各地区の活動状況を全て上げていただいている。それに基づいて実績報告書を市に提出していただき、中間の検査で状況を確認しながら、現在は最終的に実績報告書をだしていただくという形で進めている。

○野田副委員長：この事業は、負担割合が50%、県が25%、地元負担が25%であるが、少し違った見方をすれば、これは国の事業なのだから、地元負担はせいぜい25%だということで各地区に組織を立ち上げさせて、なおかつ、つかみ金ということでつかみ取りさせるという、違った見方もできるのではないかと思うが、いかがか。

●農政課長：市としては、各土地改良区の中の維持管理委員会がそれぞれの保全会になっていることが多く、市からも働きかけたことはあると思うが、実際に事業を展開していくのは地元農家の方ということであり、こういった事業を活用することが一番の目的で、それによって地元の農村環境が保全されると。かなり高齢化が進んでいますので、担い手不足ということで、水路の泥上げが思うようにいかないとかそういったことも解消されているというふうに感じている。

○野田副委員長：確かに農業の担い手の高齢化、後継者不足ということもありまして、農村環境を維持するのは困難になりつつあるというのは重々わかってい

るので、この制度の趣旨を生かして、農業資源を守って環境を保全するという本来の趣旨にのっとった形で事業を展開するよう、指導方よろしく願いましたい。

○磯辺委員：農業基盤整備促進事業の補助金、農業用排水施設改修事業の飯塚土地改良区とはどこのことなのか。

●農政課長：小山市の土地改良区である。飯塚市の15%分の市の負担割合分を補助している。場所は大光寺橋を渡る手前が飯塚土地改良区になる。

○磯辺委員：補助金で差し上げる。

●農政課長：下野市内の補助金ということで支出している。負担金という場合は市から市への支出で、土地改良区に対しては補助金ということで支出している。

#### 6 款 1 項 6 目 地域振興交流施設費

○野田副委員長：前にも話があったと思うが、道の駅しもつけへ農家が農産物を出荷するが、あくまでも道の駅に対する委託ということで、万引き等の被害があった場合は個人負担だと聞いている。再度確認したい。

●商工観光課長：負担金はとるが、損害が出た場合は出荷者の負担となる。

○野田副委員長：委託されたほうは民法上の善良な管理者の注意義務を負うわけであり、最近ではカメラを導入したりと環境の改善がなされている、努力しているというのはわかるが、道の駅と各農家の力関係からすれば、圧倒的に委託された道の駅のほうが強いわけであり、その辺どうにかならないのか。道の駅の負担にするというのも考えられるのではないかと思うが、いかがか。

●商工観光課長：ただいま十数パーセントの手数料を出荷者からいただいているところであるが、負担を道の駅が出すということを考えると、手数料が上がってくるのが考えられる。道の駅においては、土曜日、日曜日と平日1回の週3回警備員を入れており、これをふやすこともできるが、当然経費も掛かってくるので、また手数料が上がるということになりかねない。このため、今の手数料の基準でやると、なかなかその上乘せができない状態である。

○野田副委員長：予算には関係ないが、果樹農家から聞いた話によると、箱で万引きされた映像が残っていて、相手方も特定できた。何度もやったとなると、刑事事件になると思うが示談で済ませた事例もある、と聞いている。その辺の

明確な管理基準はあるのか。

●商工観光課長：万引きがあった場合はほぼ通報していると支配人から聞いている。

○野田副委員長：デリケートな問題なので、マニュアルをつくってマニュアルどおりに、というわけにもいかないと思うのだが、悪質性が認められるケースは断固たる措置をとるということでもよいと思う。発覚した場合でも、なあなあで済ませてしまう。非常に線引きは難しいと思うが、そのような行為がないように引き続き努力していただきたいと思う。

### 7款1項2目 商工業振興費

○磯辺委員：工業用地整備事業について、工場適地の指定や立地への条件整備、地権者意向調査とあり、工場適地候補地の地権者抽出及びアンケートとあるが、工場の適地調査を行ってそれを受けての事業であるのか。

●商工観光課長：今年度、工場適地調査を実施して、最終局面に入っているところである。26年度に産業振興計画を出させていただき、それを受けて27年度に適地調査を行った。その後の展開として、工場用地整備事業の適地として選んだところの地権者の洗い出し、意向調査を来年度行うものである。

○磯辺委員：12月にいただいた中間報告では、仁良川の得点が一番高かったので、仁良川と決めての事業ということか。

●商工観光課長：一番上位は仁良川地区となっているが、Aランクが2地区あり、仁良川のほかに下坪山がある。可能であれば予算の範囲内で2地区、調査を行いたいと考えている。

○磯辺委員：工業用地を整備するという大方針は変わりがないと考えてよろしいか。

●商工観光課長：これから工場用地については地権者の洗い出し、アンケートを行っていくが、その中で同意率があまりにも低い場合は、実際事業を進めることが困難と考えられるので、事業を行うかどうかはその場面で考えさせていただくことになると思う。

○磯辺委員：もし同意率がある程度の率に達した場合、工業用地の整備となると、整備費はどれくらいかかるのか。

- 商工観光課長：金額については現在、最終検討をしているところである。環境アセスメントをやらなければならない面積が20ヘクタールであり、そうなると時間も手間もかかる為、20ヘクタール以下に区切って実施しているところが確かに多いということである。
- 磯辺委員：工場適地調査の中間報告ではなく最終報告書は出るのか。その際に、必要な財政計画が出てくるのか。
- 商工観光課長：最終的な形で皆様に報告する。
- 磯辺委員：適地調査の最終版は、アンケートも終えて1カ所に絞った形で出てくるということか。
- 商工観光課長：適地調査にはアンケートは含まれない。
- 野田副委員長：関連質問として、過日の新聞報道によると、国交省は首都圏広域地方計画を今月末にも策定するとあるが、市は把握しているのか。
- 商工観光課長：相対的な流れは新聞報道により理解しているが、詳細はわからない状況である。
- 野田副委員長：エネルギー供給拠点の分散化、物流効率化を図るための内陸型物流拠点の整備、自動車産業などの研究開発支援による技術革新を支援するエリアをつくったり、観光情報の発信、高速道路のスマートICの整備の促進を図るといった内容が盛り込まれる予定らしいが、これらの情報をいち早くキャッチし、積極的に国・県にロビー活動をするなどの姿勢で取り組んでいただきたい。

### 7款1項3目 観光費

- 高山委員：観光振興事業における委託料のモニターツアーについて、今年の内容等について伺う。
- 商工観光課長：26年度の地方創生事業としていただいたものを、繰越をして27年度に4回実施した。東京圏の方を下野市内に呼んで、下野市の魅力を味わっていただき、良い所を見ていただき、できたら本市に住んでいただければありがたい、ということで実施している事業である。バス1台なので30人から40人の方に、主に埼玉、東京方面からお越しいただいている。今年については今のところ補助事業がないため、同様の事業を単独で4回実施する予定である。

- 高山委員：今年4回開催したが、成果について伺う。
- 商工観光課長：アンケートの結果では、下野市に対して非常に理解度が深まったということであった。
- 磯辺委員：下野市観光協会交付金について、昨年と比べて増の要因を伺う。
- 商工観光課長：去年の当初予算では再任用職員3名であったが、現行では、課長級職員1名と再任用職員2名であったため、今回はその分を増額計上した。また、オアシスポップ館に移るにあたり、観光協会の臨時職員が2名増えたため約800万円の人件費が増額している。
- 磯辺委員：ペッパーの活用計画について伺う。
- 商工観光課長：総合政策課所有のため、どこまで踏み込んでいくか具体的な計画はない。東京に連れて行って一緒にやっではいるが、計画的ではない。
- 磯辺委員：頻繁に使っているわけではないのか。
- 商工観光課長：東京のアンテナショップ、ソラマチに1回いった事実はある。ペッパーを連れていくには随行が2人必要になるので、簡単には連れていけない。
- 磯辺委員：では、なぜペッパーを導入したのかと言いたい。庁舎ロビーに立っていれば使っている感じはするが、もう1体は観光用としてオアシスポップ館に置いているのだから、総合政策が何か言わなくても観光に使えるように、考えたほうがよいのではないか。アプリだけでも800万ほどかかっているのだから、活用しなくては市民に説明がつかない。総合政策と一緒に活用方法を考えていただきたい。もう一つ、オアシスポップ館を訪ねてくる人数はわかるか。花まつり以外の普通の時は来館しないのではないかと思うが。
- 商工観光課長：25年度は9916名、26年度は8396名、27年度は途中であるが8487名。4月は2000名ほど来館するが、そのほかの月は500名ほどである。
- 高山委員：天平の丘公園周辺管理事業について、委託料の平地林内刈払・枯木伐採、平地林内間伐とあるが、この事業は毎年行われるのか、ある程度やれば終わる事業なのか。
- 商工観光課長：例年100本程度、伐採する必要があると考える。
- 高山委員：継続する事業ということか。
- 商工観光課長：公園の安全性を考えると、ある程度の明るさが必要であり伐採

が必要になると考える。

○磯辺委員：除草・剪定・防虫駆除等維持管理は減額になっているが、これは一括発注になったからか。

●商工観光課長：お見込みのとおり、都市計画課による一括発注により減額した。

### 8 款 1 項 1 目 土木総務費

○磯辺委員：和紙公図保存整備事業について、和紙で作り直す決まりがあるのか。電子化としないのか。法的に決まっているのか。

●建設課長：法で決まっていはいない。3町合併した際に、旧南河内町、旧国分寺町では和紙をある程度の大きさに製本した形で保管されていたが、旧石橋町では和紙をそのままの状態に保存しており、明治時代に作成された公図なので、昔の重要な資料として残したい。今でも法務局の公図を修正する際に、役立つこともあるため、長期保存のための整備をしたい。

○磯辺委員：現在ある石橋地区の公図を活用するということか。

●建設課長：お見込みのとおり。公図は畳2畳、3畳ほどの大きさのものもあり、それ以上のものもある。それをある程度の大きさに製本して保管するものである。

○高山委員：地籍調査事業の委託料について、該当地区はどこか。

●建設課長：28年度は小金井地区で5地区目になるが、笹原地区の継続部分の0.19平方キロとその南側の0.18平方キロを新規で実施したいと考える。

### 8 款 2 項 1 目 道路維持費

○野田副委員長：JR小金井駅東西自由通路修繕事業について、4,000万円が計上されている。これは午前中現地調査をしたが、私は駅の近くに住んでおり、東西通路の利用者、駅西から駅東の郵便局や銀行に徒歩で連絡橋を利用して行かれる方もいるが、利用者のほとんどは小金井駅の利用者である。市の負担が100%ということだが、これはJRに応分の負担を求めることも、あってしかるべきなのではないかと思う。利用者のほとんどはJR小金井駅の利用者であるので、その辺の協議の場を設けたことはないのか。

●建設課長：設けたかどうかわからないが、構造物に関しては国分寺町時代からJRの敷地に占有させてもらっている構造物なので、基本的には現段階では市

のほうが事業主体としてやらなくてはならない。今後の進め方として、委員の  
というような形で協議ができればそのような形で進めていきたいと思うが、現実  
的にあの構造物は下野市のものなので、なかなか難しいと考える。

- 野田副委員長：連絡橋の利用実態、利用形態は圧倒的にJRの利用者が利用し  
ている。明々白々たる事実であるので、弱腰にならずにどうだと、そういう話  
をJRにぶつけていただきたい。これは当然だと思う。当初、旧国分寺町が設  
置したという歴史的事実があるかとは思いますが、利用形態はJRの利用者なので、  
JRが応分の負担をしてしかるべきだと。その利便性を享受しているのはほと  
んどがJRなので。交渉の余地は大いにあると思う。
- 建設課長：研究していくという話しかできないと思うが、JR小金井駅のほか  
にもこのような形の所があるかどうか探して、題材にしながら研究をしていき  
たい。

#### 8款2項1目 道路維持費

- 磯辺委員：道路愛称募集事業は、28年度はないのか。
- 建設課長：27年度については先日応募を締め切った。かなりの件数があり、現  
在はどういう名前がいいか最終案をつくる段階となる。愛称については今後ど  
ういう形ですすめていったらよいか、とりあえず27年度にやった形の中で、3  
つの路線について愛称をつけて、市民の反応を見させていただければと考えて  
いる。
- 磯辺委員：3路線というのは。
- 建設課長：3駅に関連して。石橋駅でいうと県道停車場線になっていた路線、  
自治医大駅では西口のほう。小金井駅では東口のところである。

#### 8款2項1目 道路維持費

- 高山委員：橋梁長寿命化修繕事業について、境橋の場所を伺う。
- 建設課長：田川の、トウサワトラノオのあるすぐ北側のところである。
- 高山委員：鯉沼橋というのは江川に架かる橋か。
- 建設課長：そのとおりである。

### 8款2項1目 道路維持費

- 野田副委員長：通学路安全施設整備事業について、附属資料では通学路安全推進会議によって実施箇所を調整して実施するとあるが、具体的な箇所付けはまだされていないのか。
- 建設課長：通学路安全推進会議の中で挙げた石橋小学校の2243号線、薬師寺小の4078号線、国分寺小では6150号線、国分寺東小では9131号線などが今のところ候補としているところである。
- 野田副委員長：そうすると具体的には路側帯はグリーンになるのか。カラー化すると。小山市などではカラーコーンを設置しており、そのようなことが考えられるのだが、そう理解してよろしいか。
- 建設課長：路側帯についてはカラー化していく方向で考えているが、ラバーポールという形かと思うが、つけるとかなり圧迫されるので、今までやった箇所も参考にしながら。基本的にはラバーポールについてはやらない方向で。通行を多少しにくくなってスピードを落としてもらえそうな状況の造りがよろしいかと思っている。

### 8款3項1目 河川総務費

- 高山委員：河川管理事業について、下吉田樋管・田川樋門管理の委託先はどこなのか。
- 建設課長：下吉田樋管については本吉田の自治会に、田川樋門管理については小山のほうに頼んでいる。

### 8款4項1目 都市計画総務費

- 野田副委員長：耐震改修促進計画改定事業について、既存建築物の耐震化の促進を計画的かつ総合的に推進するとのことだが、平成21年2月に下野市建築物耐震改修促進計画が策定されたのに、ここにきてまた促進計画を改定するということは、平成21年に策定した計画が陳腐化したということなのか。
- 都市計画課長：耐震改修促進計画については、平成19年1月に県の計画が策定され、21年2月に市の計画を策定したところである。現在の計画については、県の計画、市の計画ともに平成27年度末で計画期間が満了となる。現在、県で

は本計画を改定中である。住宅・建築物耐震改修事業は国庫交付金事業であるが、具体的には耐震アドバイザー派遣事業、耐震診断事業、耐震改修事業であり、これらを実施する場合には、耐震改修促進計画を改定しなければならない。そのため、平成28年度に県の計画を踏まえ改定するものである。

○野田副委員長：国の事業を予算化するためにはセットとしてこういうことをしなければならないと。その中に耐震改修促進計画を改定しなさいという内容があるとのことだが、二重投資のような気もするが、どのような改定内容になるのか。

●都市計画課長：県の計画を踏まえて市内の耐震化率を推計する。その上で耐震化の目標を設定する計画である。この計画をつくっていないと国庫補助が受けられないということになる。

○磯辺委員：集約都市形成事業の立地適正化計画策定支援業務について、マスタープランを今改定中だが、マスタープランとの関係はどのように考えたらよいのか。

●都市計画課長：都市計画マスタープランの一部とみなされる計画であり、都市の集約化、コンパクトシティを実現するための計画である。

○磯辺委員：この計画をつくらなければならないというものではないと思う。取り組んでいるところを調べたら、県内5市くらいだったので。これをわざわざ下野市が策定に取り組む目的とメリットを伺う。

●都市計画課長：持続可能なコンパクトな街をつくるために、駅の周辺などに都市機能を集約、また居住を集約していかなければならないが、それに当たってこの計画を策定することにより国の補助事業が受けられたり、税制の優遇措置があったりして効果的に都市機能や居住が誘導されるということで、策定に取り組んだところである。

○磯辺委員：駅の周辺に都市機能や居住を集めてくる。そのためにかかる国の補助や税制優遇は、この計画をつくっていないければそういうものを受けられないのでつくる、ということか。

●都市計画課長：そのとおり。

○磯辺委員：附属資料では都市機能誘導区域の設定と29、30年度に居住誘導区域の設定とがある。大きな目的はそこにあるのかと思うが、なかなか誘導すると

いうことは難しいことなのではないのかと。税制の優遇というのを誰が受けるのかわからないが、誘導区域の設定というのは、不動産価値とかそういったものにも将来的には関係してくるのか。この計画は区域を決めた後公表され、一般市民にわかるようにして誘導するのか。

●都市計画課長：市街化区域内で居住誘導区域、その内側に都市機能誘導区域を設定するが、設定に当たっては説明会を開催した上で、決まれば公表する。

○磯辺委員：市長が話の中でコンパクトシティと使うが、人口が減っていくのは確実なので、早いうちにこういった計画を立てて駅周辺にいろいろなものを集めてくるということに踏み切っていると、本市は。そう解釈してよいか。

●都市計画課長：そのとおり。持続可能なまちづくりを進めていこうということである。

○野田副委員長：都市計画マスタープラン改定事業。当委員会においても区域区分の変更ということに意を用いてきたが、都市計画マスタープランや国土利用計画下野市計画などの内容を見ると、区域区分の変更という明確な文言がないわけである。市内3駅の周辺と都市核を形成するようなところに重点的に貼りつけるということであるが、区域区分の変更という明確な文言がない。これは都市計画マスタープランでも国土利用計画でも、明確に明言すべきではないかと思うが、いかがか。

●都市計画課長：都市計画マスタープランについては、市町村の都市計画における基本方針であるので、具体的に事業が決まっている部分については、都市計画マスタープランに盛り込まれるが、決まっていない部分については、例えば自治医科大学周辺の都市核とかそういう表現にしておいて、それを根拠に今後の施策を展開する形となる。決まっていないものについて、具体的に市街化区域に編入だとかそういうことはできない。ましてや市街化区域の編入については県が決定するものであるので、その辺については、例えば自治医大周辺については都市核として、いろいろな行政施設を集約したり、都市機能を誘導したりしていこうというものである。

○野田副委員長：区域区分の変更という明確な文言がなくても、内容に織り込まれているというふうに理解してよろしいか。

●都市計画課長：都市核という表現で、いろんな形で今後施策の根拠になろうか

と考えている。

○野田副委員長：集約都市形成事業の立地適正化計画策定支援業務とある。これは国交省のサイトを見ると、このような文言、内容があるが、市長の本議会での施政方針でも都市機能を集約する第二の線引き制度と言われる立地適正化計画の策定を進めていく。これは、第二の線引き制度と言われており、コンパクトシティの概念もこの計画の中に含まれていると思うが、これと都市計画マスタープランとの関係がよくわからないのでご説明いただきたい。

●都市計画課長：立地適正化計画は、市街化区域内に居住誘導区域と都市機能誘導区域を設定するといったところで、第二の線引き制度と言われている。例えば誘導区域以外に建築行為をしようとした場合で、3戸以上の建物なり開発をしようとした場合には届出が必要になる。そういったところで第二の線引き制度ということである。都市計画マスタープランについても、コンパクトシティということを行っているが、都市計画マスタープランとの関係は、立地適正化計画の中でさらにそれを具現化する計画の策定ということで、居住誘導区域、都市機能誘導区域を設定して、それぞれの誘導を図ろうというものである。

○野田副委員長：都市核を形成すると位置づけられている自治医大周辺には、立地適正化計画は非常に有効な作用を果たすと理解してよろしいか。例えば、とりあえずは公共的な性格を持つ施設のみを開発するという開発の流れが、この計画を立てることで担保されるということか。

●都市計画課長：立地適正化計画の区域設定は、あくまでも市街化区域についてであり、庁舎周辺については現在調整区域である。調整区域の有効な土地利用を図るうえで、都市核と位置づけている。都市核ということで、今後いろいろな機能が誘導できるような、例えば民間開発などもしやすくできるようになればということである。

#### 8款4項4目 公園費

○磯辺委員：三王山地区公園整備事業。当初の基本計画の段階では6億円弱だった整備事業費が、1年伸ばして8億円弱となった。その時は、本来まちづくり交付金の40%くらいが都市再生整備計画事業で来るはずだけれども、26、27は20%台にとどまっているので、1年伸ばして国からの交付金をとるようにして、

というような説明であった。最終的に財源の割合はどのくらいになるのか。三王山公園ができました、国からの交付金がこれだけで、合併特例債がこれだけでという割合が、今大体わかっているか。

●都市計画課長：国庫補助金の交付率であるが、26年度で本来40%のところ21%、27年度が26%ということで、大体今後も二十数%の交付率が予定される。国庫補助を差し引いた金額に対しての95%が合併特例債ということで充当している。

○磯辺委員：その二十何%というのは、年度の事業費に対するパーセンテージということによろしいか。

●都市計画課長：おっしゃるとおり。年度の補助対象事業費に対する交付率である。

○磯辺委員：補助対象事業は全部ではないということによろしいか。また、補助対象の部分に対しての何%ということであり、7億9,700万のうちの何%が国庫補助事業になるのかということは、最終段階にならないとわからないということによろしいか。

●都市計画課長：おっしゃるとおり。大部分は国庫補助対象事業であるが、一部分は単独事業であるため、数値的には最後にならないとわからないが、大部分は国庫補助として充てている。

○磯辺委員：財源の割合を伺いたい。8億弱の総事業費の何割を合併特例債で、幾らを国庫補助事業で、幾らを一般財源でとか。そういうのは、今の段階ではわからないのか。

●都市計画課長：年度ごとの国庫補助の交付率がわからない。単年度ごとならわかるのだが、総事業費に対してのということになると、交付率の問題もあるので、それによって合併特例債の額も変わってくる。全体となると最終年度にならないとわからないということになる。

## 総括質疑

### 6款1項3目 農業振興費

○野田副委員長：施設管理費の農村環境改善センター維持管理費で昨年度も指摘された点について、うどん店が営業してかかった水道光熱費は負担があつてしかるべきであるが、その負担をいただいていないということであった。今年度

の予算書もそのように理解してよろしいか。

●農政課長：利用されている方は、うどん店の草庵、グリム工房、味噌づくりを体験する方と、国分寺・石橋土地改良区が施設の中に入っている。実際にうどん店の草庵については、正規使用料が17万6,800円であるが減免して8万8,400円で、来年度も同じ金額で予定している。

○野田副委員長：8万八千何某は、月々の家賃であるのか。

●農政課長：月額料金である。

○野田副委員長：同環境改善センターの1年間の水道光熱費はどれくらいになるのか。

●農政課長：月額23万3,000円ほどの光熱水費がかかっている。この金額が全てうどん店というわけではなく、そのほかの団体の方も使用しているということで、全体的な料金になる。

○野田副委員長：月々の家賃の中に光熱水費のいくばくかが上乗せされていると善意的に解釈すれば、そのように理解すれば、よろしいのか。例えば、ゆうゆう館の振興会、食堂と宴会部門であるが、これは水道、光熱費ということで明確に把握していて月々お支払しているのであるが、そのような形での改善策というか、方策をとるつもりはないのか。

●農政課長：今の質問は、それぞれの利用者によってメーターをつけて管理するという意味でよろしいか。

○野田副委員長：味噌づくりとうどん店とは厨房が別であろうから。

●農政課長：現在は全て一括の形で実施している。

○野田副委員長：せめてガス代などはきちんとメーターをつけて実費を請求するという考えはないのか。

●農政課長：現在のところ厨房においても、うどん店は独自で使っているが、そのほかの厨房施設は同じ部屋を別の方々が使っているということで、時間帯のタイマーなどをつけなければならない、それぞれメーターをつけるとまた費用が掛かる、ということである。将来的には草庵さんの売り上げが徐々に上がっていけば、それ相応の費用もいただけるようにはなると思うが、現在ではそこまでの検討はしていない。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第13号 平成28年度下野市公共下水道事業特別会計予算

質疑・意見

[歳出]

2款2項3目 流域下水道費

- 磯辺委員：鬼怒川上流流域下水道中央処理区建設負担金は、何の建設か。
- 下水道課長：処理場の沈砂池の設計や長寿命化計画の策定、汚泥処理施設更新工事電気関係、マンホール蓋の更新などの維持修繕等の負担金である。
- 磯辺委員：沈砂池の設計をしているということは、池を拡張するという事によろしいか。
- 下水道課長：手持ちの資料では設計というだけで詳しい内容までは承知していない。
- 磯辺委員：昨年の研修で農集排の処理施設の老朽化に伴って、公共下水道のほうにつなぐという話を聞いたが、県では準備していないということによろしいか。
- 下水道課長：平成28年度予算にはそれは含まれていない。

2款2項2目 特環下水道費

- 野田副委員長：場所はどこを想定しているのか。
- 下水道課長：建設水道部附属資料の15ページに地域ごとのおおむねの工事を掲載している。仁良川地区、下原地区、薬師寺地区、下坪山地区、笹原・小金井地区、上町地区、柴地区などがこの工事費、また委託のほうの工事である。

2款1項2目 維持管理費

- 磯辺委員：東調整池維持管理緊急出動とは、烏ヶ森のことによろしいか。緊急出動とは何のことを指すのか。
- 下水道課長：大雨で中が冠水してきた場合封鎖するとかそういうことを含んでいる。

- 磯辺委員：これは人件費なのか。それとも土のうとか買うお金なのか。
- 下水道課長：人件費相当には当たるが、業者に委託をして見回りや調整池からの通報、これは機械的に行われるようになっており、それにより職員を派遣してもらおう形になっている。
- 磯辺委員：では、委託料の緊急時対応業務も緊急出動と連動したものか。
- 下水道課長：こちらは調整池とは別に、マンホールポンプ等が該当し、中に異物が詰まってしまったとかポンプが壊れてしまったとかというときの対応のための予算である。
- 磯辺委員：これも委託料なので業者委託でよろしいか。
- 下水道課長：業者に委託した金額となっている。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第14号 平成28年度下野市農業集落排水事業特別会計予算
--------------------------------

質疑・意見

[歳入]

1 款 1 項 1 目 農業集落排水事業分担金

- 野田副委員長：加入金は個々に差異があると思うが、その点について伺う。
- 下水道課長：姿川西部地域というところが最高で60万円である。ほかのところは資料を持ち合わせていないので、後ほど回答ということによろしいか。
- 野田副委員長：農集の分担金、加入金にも差異があると。特環下水道の分担金、加入金も地区によって差異があるのだが、この辺は農集にせよ、特環にせよ加入金を統一する考えはあるのか。
- 下水道課長：平成24年ごろに見直しをし、改定をしたところで、もうしばらくの間はできないと考えている。先に行った場合は、こういったところも検討に加えていく必要はあるとは思っているが、現時点ではもうしばらく猶予をいただく形になるかと思っている。
- 野田副委員長：昨年末、当委員会では公共下水と農業集落排水を接続させる先進地である滋賀県の高島市に行政視察に行ったが、つなぐのがスムーズにいつ

た前提としては、各地の分担金、加入金に差異がなかったからと記憶している。下野市でも農集施設を流域下水道に連結させるという方向性を持っているのだから、環境整備の一環として分担金、加入金を均一にするため努力するということがその前提としてあると思うので、その辺の努力をしていただきたい。

- 下水道課長：今後、制度が変わっていった際に、そういった必要性が生じてくると考えている。そういった時点と捉えながら見直しをかけていくということは必要なことかと考えている。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第15号 平成28年度小山栃木都市計画事業石橋駅周辺土地区画整理事業

特別会計予算

質疑・意見 なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第16号 平成28年度小山栃木都市計画事業仁良川地区土地区画整理事業

特別会計予算

質疑・意見

[歳入]

#### 4款1項1目 不動産売払収入

- 野田副委員長：1,150万円が計上されている。何年か前になかなか公売地が売れないということで民間活力を導入しようと、ひいては不動産会社などの協力を得ながら土地の公売を図っていきたいということだった。3月か2月の市の広報にかなりの箇所の公売地が載っていたが、民間活力を導入するということにはなっていないのか。

- 区画整理課長：不動産業界を通じた保留地公売については、検討したところ手

数料がかかるということであった。費用対効果の面からどうかということで、本市については採用していない。

○野田副委員長：28年度予算として1,150万円計上しているが、さしたる額ではない。これはやはり、公売にかけたがさほど売れないだろうという見通しのもとにこの金額になったと思う。かなりの公売地があったわけだが、そのような非常に後ろ向きの、悲観的な見方をしていると理解してよいか。

●区画整理課長：28年度当初予算については、随契保留地を8件、いわゆる分納なので、毎年入ってくる部分を見込んでいる。それとあわせて一般保留地は1件分、927万円程度であるが見込んでいる。平成18年の公売開始当初は0件が続いた時代があったが、25年度に6件5,868万円、26年度に2件3,088万円、27年度については4件3,967万円であり、ある程度、1件以上を見込んでも大丈夫な時期にはきているわけだが、このような経済状況なので最小限の歳入を見込んだということでご理解願いたいと思う。

○野田副委員長：グリーントウンの分譲を見ても、最初のころはまだ海のものとも山のものとも見当がつかないということで、関心がある人も非常に慎重な面もあったかと思うが、完成するにつれ非常に人気が出て大変な倍率になった。そのような事例もあるので、なるべく公売地の販売、仁良川地区は大変な公金を投入しているので、少しでもそれを回収すべく営業努力をしていただきたいと思う。

## [歳出]

### 1 款 1 項 1 目 土地区画整理事業費

○高山委員：委託料で土地区画整理審議会委員選挙人名簿作成について、49万7,000円が計上されているが、それほどかかるのか。内容について伺いたい。

●区画整理課長：こちらの印刷製本費については、第1工区審議会委員の選挙に関する印刷製本費である。入場券が1枚21円で350枚、投票用紙が21円で350枚ということで、第1工区の選挙人が大体350人ということで積算している。

○高山委員：要するに土地改良のように公職選挙法に基づいて選挙をやるので、そのための経費ということか。名簿もつくと。了解した。

**採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。**

質疑・意見

[収益的支出]

1 款 1 項 2 目 配水及び給水費

- 磯辺委員：修繕費で、検満メーター修繕費という言葉が一言葉からよく分らないのだが、検満メーターなのになぜ修繕するのかと思ってしまった。これはいわゆる水道のメーターのことなのか。違うのか、別のものなのか。また、検満メーターを修繕する、というのはどういうことか、伺う。
- 水道課長：水道のメーターは8年で検満がくる。そのものを市の費用を使って新たに交換する。メーターの交換というと修繕費である。修繕費であるから、メーター交換用のメーターの修繕費。
- 磯辺委員：メーター交換用の。
- 水道課長：すでに8年たったものをそっくり交換するのだが—その交換するメーターを、28年度には3,300くらいあるが—それを先に入札等にかけて、先にいただき、それを交換して、その交換したメーターをまた業者のほうに引き渡す、そういう形をとっている。
- 磯辺委員：8年たったメーターを修繕して、また業者のほうに引き渡す、とおっしゃったのか。
- 水道課長：水道のメーターだと、最初新品を入れて、8年たった時に引き上げて、それを1回は更新することができる。メーカーのほうに持って行って、修理用のメーターとして使う。2回目になると摩耗してしまうので使えないかと思うが、1回は使うことができるので、単純に考えると8年が2回で16年。修繕をかけて16年使えるということである。
- 磯辺委員：一般家庭から引き上げてきた検満メーターを水道課のほうで修繕して売るといふふうに考えたらいいか。売るのではなく、ただ引き取ってもらうだけのために修繕するということか。
- 水道課長：水道のメーターについては、市からの貸与という形になるので、個人的なものではなく、あくまでも水道のほうで費用を持って、交換するほうを

先にあずかり、各家庭のメーターを交換し、その分をそっくり業者のほうに返す、ということである。それが8年に1回なのだが、作業自体は毎年やっている。

○磯辺委員：修繕費がここに計上されているということは、交換してきたメーターを修繕して業者さんに引き取ってもらおうと。その先は業者さんが何かにお使いになる、ということよろしいか。

●水道課長：新品で買った値段と修繕したものの値段は違うため、8年で検満がきたメーターについては、メーカーのほうから、最初から修繕用のメーターとして市が買い、その修繕用のメーターを同じ個数だけ業者さんに返す、という形になる。

○磯辺委員：買う段階から修繕用のメーターとして買うということか。それで8年たったものを修繕にかけて出すということか。修繕費が取ってあるから。修繕費が水道から出ている。

●水道課長：検満用のメーターとして、新品ではなくて修繕用のメーターとして一値段が半分くらいになってしまうのだが—それを最初に入札等をかけて、28年度には3,300という数を業者に、これだけものをそろえてほしいということで注文する。それを先にもらって市内の管工事組合のところに大体100個くらいずつに分けて、それを修理したものを全部上げてもらう。その上げたものを一個数分だけ先取りしているから—それをメーカーに返すということである。交換という形である。

○磯辺委員：そうするとこの検満メーター修繕費という支出は、どの段階ですか。修繕費というのはどこで支出するのか。

●水道課長：修繕費というように改修するというようになっているが—新品のメーターと修繕用のメーターがあるので、—実際に修繕してもらってつけかえるのであるが—最初から修繕用のメーターとして市が買ってしまうのである。

○高山委員：修繕用のメーター取りかえで3,300個やって、またそれを修理して使えるような状態にしておいて、また次の年それをおなじように取りかえるのか。準備しておいて。そして8年サイクルで3,300個を毎年毎年やらなくてはならない。修理したものは安い、違うか。

●水道課長：全国的にみるとものすごい数なので、実際下野市で引き上げたもの

が下野市に戻ってくることはないと思うが。

○高山委員：話としてどこのものでもいいが、3,300個を一どこのものでもいいけれど一用意しておくということか。

●水道課長：そのとおりである。

○高山委員：つまり、それはあたらしいものではないということによろしいか。次取りかえるのは。了解した。

○磯辺委員：のみこみが悪いので申し訳ないです。たとえば下野市内の家で8年たった水道メーターを取りかえるとき、業者さんが持っていくメーターはいつも新品のものではないということか。修繕してある、次の8年に入っているメーターが来ているかもしれないということか。修繕してあるやつ。新品ばかり取りかえてくれるのかと思っていたのだが。

○石田委員長：新しいのを新品で入れるときは入れると。メーター業者から買って。たとえば3千個なら3千個新品を入れる。だけど毎年毎年のようにやっていかななくてはならないから、リンク品ではないが修理されているものを半額くらいで買ってつける場合もあるということか。そういうことによろしいか。

○磯辺委員：新品の入った家と次の8年が経った品が取りつけられる家が出てきてしまうと。

●水道課長：メーターであるが、新品は最初に市のほうでいったん買って、市のほうで各家庭にメーターを出庫したときにつける。それで8年たったときに交換するのだが、本来であればそれを引き上げて修理費を払って取りかえてもらうということである。1個修理するのに千円くらいかかるわけですから。それではできないので、28年度は3,300個くらい修理品が出るので。前もってもらおうという形である。

●建設水道部長：要は、リサイクル品ということである。1回目は新品であるが、8年たって交換するとき、それがすべて新品というわけにはいかないなので、要するにリサイクル品ということである。リサイクル品が半額になるというようなことである。そのときに半額になったリサイクル品はもうすでに修繕されており、リニューアルされた半額品であるということである。それを入れて、うちで上げたものを引き取ってもらい、そちらで修繕してもらおう。このため、その修繕費というのは、購入先のほうに引き取ってもらったときにこちらが払う

ものである。要するに、先に修繕費を払ったものとして、納入業者が千円をかけてリニューアルしたものをうちが入れる。上げたものは向こうに引き取ってもらうが、そこに千円の修繕費がかかる、ということである。交換するときに、1度目は新品で、—16年使えると課長が説明したと思うが—2度目は半額になると。2度目というのは、入れるときには当然それを検査して、計量法による検査が受かったものである。しかし、それは半額であるが、2回目使うときには修繕費が千円かかかかる。それをそのときにではなくて、先に業者から入れてもらうので、納入した金額には千円プラスされているということである。うちのほうから引き取ってもらうときに、その千円分の修繕費がリサイクル品に入っており、その差額を一要するにこちらが後払いのようなものである。先に使える製品を買って、引き取ってもらうときにはその千円分の差額分を納入業者のほうに—メーターの制作業者のほうに—修繕費として払うということである。要するに、1回目は新品であるが2回目のときにはそういう形でリサイクルをするということの中で、千円の修繕費の差額が、先に入れた時には入っていると。つまり、メーターを引き取ってもらうときに修繕費を払っているということである。

○磯辺委員：それは、一般の家庭に水道メーターは新品が入る家と、2回目のリサイクル品が入る家があるということか。検査をしているから機能的にはかわらないが、その1回目の8年が来る人と9年から16年のメーターが来る人とできて—お宅には2度目のやつですよと。それはいちいちその家庭には断らないということではよろしいか。そういうことはないということか。了解した。検満メーターなのになぜ修繕費がかかるのかというふうに思ったので。できたら統一して書いてほしいと思ったのだが、意味が違うということではわかった。

## 継続費

○野田副委員長：南河内第1配水場施設設備更新事業として、全体工事が4億1,580万、28年度事業費2億5,380万が計上されているが、何らかの不都合によるものか、耐用年数の経過によるものか伺う。

●水道課長：通常電気部品については15年が耐用年数であるが、昭和61年の完成であり約30年が経過しているため、老朽化したものを更新するものである。

○野田副委員長：下野市内に配水場は何カ所かあり—4億を超えるかなり大きな金額であるが一設備の更新をしなければならぬということだと思うが、今後の見通しについて伺う。

●水道課長：28年度は継続費を使って南河内第1配水場を更新する。これは24年度に作成した中期計画の中に更新計画があり、南河内第1配水場の前は国分寺配水場を24年から3年間で工事が終了し、本来は石橋第1配水場を着手する予定であったが、一部耐震化されていない所があったため、南河内配水場を先に実施した。その後、石橋配水場の発電機等の交換、その後に第2配水場ができて20年が過ぎているので、徐々に進めていくことになっている。

○磯辺委員：布設替事業は附属資料に配水管布設替等事業とあるが、石綿管の布設替えも含まれるか。石綿管は残りどれくらいになっているか。

●水道課長：石綿管の布設替えは、川中子地区配水管布設工事になる。西坪山地区布設替工事は、ビニール管である。石綿管は、27年度末で14キロある。

○磯辺委員：あと何年で解消する予定か。

●水道課長：国庫補助で取り上げている部分はあと残り2.5キロあり、28年度では国庫補助で600メートルしか行かない。28年度で南河内第1配水場の更新が終わり、今回事業費を起債で1億7000万ほど借りているので、29年度には設備のほうが終わる。設備のほうではどうしても起債の期間が15年しかないので、かなり支払いが難しくなるが、管路では30年の償還が使えるため、そちらの費用をできれば使って一なるべく10年以内には更新できればと思っている。

**採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。**

延 会

－ 第2号 －

○会議日時 平成27年3月8日（火）午前9時30分～午前10時20分

○場 所 国分寺庁舎302・3委員会室

委員の出欠状況（出席＝○ 欠席＝×）					
職	出欠	氏名	職	出欠	氏名
委員長	○	石田陽一	副委員長	○	野田善一
委員	○	柳田柳太郎	委員	○	高山利夫
〃	○	磯辺香代	〃	○	岡本鉄男
			出席6人 欠席0人		

説明のため出席した者			
職	氏名	職	氏名
産業振興部長	大橋義一	建設水道部長	大橋孝治
農政課長	高德吉男	農業委員会事務局長	大島浩司
商工観光課長	清水光則	建設課長	石島正光
都市計画課長	谷田貝一彦	区画整理課長	北條均
水道課長	菊地健夫	下水道課長	若林宏正

事務局			
職	氏名	職	氏名
議会事務局長	川俣廣美	議事課長	黒川弘

○議員傍聴者 村尾光子、中村節子

○一般傍聴者 1名

3 事件

(1) 付託事件審査について

**【発言の申し出】**

- 下水道課長：昨日、野田副委員長から質問のあった農業集落排水の加入金、負担金の額について報告する。加入金は、吉田東地区は41万6100円。吉田西地区、成田・町田地区、下坪山地区、上台地区が50万円。柴南、柴南東部、姿川西部地区が60万円となっている。公共下水道受益者分担金関係では、平成24年に見直しを行い石橋地区の市街化調整区域は1件当たり40万円、国分寺地区で54万5000円、南河内地区で38万円、関根井、笹原、祇園原地区で36万5000円、その後下原地区を36万5,000円として加えている。
- 区画整理課長：昨日の発言の訂正をお願いする。議案第16号平成28年度小山栃木都市計画事業仁良川地区土地区画整理事業特別会計予算についての質疑の際、高山委員から質問のあった、土地区画整理事業費の委託料である土地区画整理審議会委員選挙人名簿の作成業務について、印刷製本費の答弁をしたが、正確には土地区画整理施行令第20条に基づき、土地区画整理審議会選挙においては、選挙をなすべきものの氏名、住所、性別及び生年月日、法人にあってはその名称及び主たる事務所の所在地を記載した名簿を作成しなければならないと定められているもので、いわゆる公職選挙法に準じて同様に行われるもので、単純な名簿作成業務でなく、土地の権利関係の調査も含まれる業務の委託になるためと訂正をお願いしたい。

<b>議案第24号 下野市工場立地法に基づく緑地等に関する準則を定める条例の制定 について</b>
---

**質疑・意見**

- 磯辺委員：第3条に緑地の面積を緩和することは国県の流れとともに受け入れなければならないと思うが、この環境施設とはどういったものか。
- 商工観光課長：工場立地法施行規則第4条に定めており、噴水・水流等、屋外運動場等、広場等、教養文化施設、雨水浸透施設、太陽光発電施設、地域の生活環境の保持に寄与するものと定められている。
- 磯辺委員：工業団地の区画全体を使って太陽光発電をしているところもあり、これでは雇用を生まないのではないかといつも話にでるが、地元の雇用を生んでいくとする工業団地の目的が達成できないので、目的に沿った使い方なのか

話題になるのだが、環境施設の中に太陽光発電が例えば100分の25パーセント以上と規定した場合に、100パーセントの太陽光発電でよいのかとのがあるが、そういうことになるのか。

●商工観光課長：工場立地法の規定では、最大限の100パーセントも考えられないことはないと思うが、それでは工場とは言えなくなってしまうと思う。

○磯辺委員：電気の工場ではある。

●商工観光課長：その辺は考え方かなと思う。

○磯辺委員：工場の1区画が、環境施設ばかりで埋められてしまうこともあるということで、これに規制をかけることはできないのか。

●商工観光課長：今回の緑地率の改正は、特定工場に該当するので、特定工場となった場合には25パーセント以上の環境面積をつくる必要があるが、特定工場でない場合には今回の条例には該当しない。工場の定義があるので、それに該当すれば特定工場といえると思うが、太陽光が100パーセントの場合に製造業といえるかということだと思う。

○磯辺委員：この条例で規制をかける対象は、特定工場ということか。そうすると石橋工業団地の中に大きな面積で太陽光発電されているところがあるが、そこは特定工場ではないということか。

●商工観光課長：おみこみのとおり。

○磯辺委員：お金をかけてインフラ整備をしてつくって工業団地を売りに出して、太陽光発電になった時にその後雇用を生むのかといわれたときに、毎日の雇用は生まない。そういったことに、工業立地法関係の準則では規制はできないのか、あるいは下野市独自の規制はかけられないのか。

●商工観光課長：工場立地法だけでは、太陽光発電の設置をとめることは難しいと思う。市の条例等においても、太陽光発電の設置を禁止することはできないと思う。

○石田委員長：工場敷地として造成してあるのに、みんな太陽光発電になっては、工場立地適正化でアンケートを取ったりしてやっても、また出てきたのが太陽光であったというのでは何もならないと心配する。その辺の何か規制ができないかということである。

●商工観光課長：工業団地内の造成地で一番の能力を発揮できるような方策を検

討していきたい。

○野田副委員長：先ほどの課長の答弁で、法的に規制できないと言われたが、石原都知事の時代に、国が示した排ガス規制値よりもより厳しい規制を都が独自に打ち出したこともあるわけなので、何らかの規制をかけることは地方自治体でもできなくはないと思うので研究していただきたい。

○磯辺委員：大元は工場立地法とか、工場誘致条例とか、さまざまなものを組み合わせて、これから工業団地をつくって販売するときに何らかの条件、このように使うように、という条件をつけたりすることはできるのではないかなと思うので、一すでに設置されてしまったものは規制も何もかけられないが、一インフラ整備などにもお金がかかるので、それに見合った雇用を生んでいけるような企業の誘致に努めていただければと思う。

○石田委員長：工場立地法に基づく緑地等に関する準則、これに関しては以上でよろしいか。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第25号 都市計画区域の再編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
---

質疑・意見 なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第28号 下野市工場誘致条例の全部改正について
---------------------------

質疑・意見 なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第39号 下野市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に

ついて

質疑・意見

○磯辺委員：たぶん一般の職員と同じ改正だろうと思うが、勤勉手当は職員の人事評価の結果及び勤務の状況に応じ、かつ企業の経営状況を考慮して支給する、と改正案に書いてあるが、人事評価の結果及び勤務の状況を勤勉手当に反映させるということか。

●水道課長：そのようになるかと思う。

○磯辺委員：このことは今までは行われていなかったということか。

●水道課長：今まではされていなかったが、28年4月1日から改正されてこうなるかと思う。

○磯辺委員：そうすると人事評価の結果が勤勉手当に確実に反映されてくるといふふうに考えればよろしいか。

●建設水道部長：本会議で総務部長が説明したとおりである。

○磯辺委員：もう少し具体的に。

●建設水道部長：確かに勤務状況、経営状況等あるが、基本的には市の職員であるので、人事の管理としては市長部局と一本で考えていただきたいと考えている。

○磯辺委員：人事評価に関しては総務部だということか—了解した。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第44号 宇都宮都市計画事業下古山土地区画整理事業施行に関する条例の

廃止について

質疑・意見 なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第45号 小山栃木都市計画事業小金井駅西・南部土地区画整理事業施行に  
関する条例の廃止について

質疑・意見

- 石田副委員長：小金井駅西・南部土地区画整理事業について説明願う。
- 区画整理課長：本事業は都市区画決定が昭和51年10月29日で、事業計画決定が昭和61年5月16日である。施工面積が52.5ヘクタール、施行年度が昭和61年度から平成15年度まで。総事業費で104億5,500万円である。換地処分公告日が平成16年3月5日で、道路公園等の施設の整備は終了し、清算事務が残っていたが、全ての精算事務が終了したことから、施行に関する条例を廃止するものである。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第47号 第二次下野市総合計画基本構想及び前期基本計画の策定について  
【所管関係部分】

質疑・意見

- 磯辺委員：策定に参加していたので聞くのもおかしいのだが—90ページの基本方針・指標で、コンパクトシティという言葉が使われているが、いままで市長がさまざまなあいさつでおっしゃるときに、下野市は市全体がコンパクトシティだという言い方をしていたのですが、ここで言っているコンパクトシティは国の政策上使っているコンパクトシティと考えてよろしいか。昨日の答弁からそう思ったのだが。
- 都市計画課長：おっしゃるとおり、中心市街地の空洞化がしないように、駅周辺に居住や都市機能を誘導してコンパクトなまちづくりを目指そうという意味の、コンパクトシティである。
- 磯辺委員：短期間で形成できるものではないので、10年とかそれ以上のスパンで見ているということではよろしいか。
- 都市計画課長：おっしゃるとおり、短期間にできるものではないと思う。

○野田副委員長：今年度の予算にもスマートインターチェンジに関する予算がついていると思うが、—41ページに土地利用方針が載っており、本市には北関東自動車道が通過しているが、インターチェンジがないと。昨日も出たように、国交省がこれから首都圏広域地方計画で北関東に産業集積を図るということで、何点かの重要項目の一つに高速道路のスマートインターチェンジの整備促進を図るとある。近くに壬生のスマートインターもあるので投資効果としてどうかとっていたが、国の考え方を基に、下野市の発展という観点から下野市にもあってもいいのかなという思いにもなった。国の方針もそういうことなので、にわかに現実味を帯びつつあるのではないかと思うが、その辺の感触を伺いたい。

●建設水道部長：スマートインターの設置については、現在総合政策課で検討しており、昨年6月にスマートインターチェンジの設置検討業務を締結したと聞いている。前回検討した時にはB/C（ビーバイシー）が0.6程度ということで、その当時は国のほうでも1.0以上というのが一つの基準であったが、国のほうで昨年制度を改正して1.0をなくした—なくしたと言っても限りなく1.0という数字は残るのだろうとは思っているが、制度的には1.0がなくなった—ということで、昨年、下野市でも再検討した中で、B/Cが0.9を超えて限りなく1.0に近い数字で、今現在随分上がってきているという話を聞いている。昨年栃木市や矢板市はなったが、スマートインターの設置に向けた国における準備段階調査箇所を選定されなければ先に進まないということである。この選定がことしの6月ごろ行われるという情報があり、下野市でも総合政策課を中心として、ことしの1月に事前の協議等を行い、今現在6月の調査段階調査箇所を選定されるように、県の指導で少し早めて準備を始めたところである。もし、6月の調査箇所を選定になれば、改めて9月議会で委託業務等の設置のほうの現況調査や地権者の調査などが進んでいくものと思っているが、あくまでも6月の準備段階調査箇所を選定されなければ先に進まないということ、それに向けて国のほうにも働きかけをしているということである。

○野田副委員長：市内にスマートインターが設置されるとなると、交通の利便性が格段に向上するわけであり、雇用の場の創出にもつながっていくと思うので、ぜひともそのような方向で動いていっていただきたいと、実現化すべく努力し

ていただきたいと思っている。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

#### 議案第48号 市道路線の認定について

##### 質疑・意見

- 野田副委員長：議案第48号はこれでいいが、旧町時代の生活道路は当然市道になっているが、その権利関係がもとのままの道路がかなりあるように聞いている。民間のディベロッパーが何件かの地権者の土地を買収して道路をつくって売り出したわけである。今では考えられないことだが、元的地権者のままの名義であり、例えばそこに下水管を布設する場合などややこしい問題が発生すると聞いている。市道というからにはきちんと整理すべきかと思う。そのような道路の存在は当然認識していると思うが、早急にそのような不都合を解消すべく、行政としてはやっつけていかななくてはならないと思うがいかがか。
- 建設課長：基本的に現在は開発行為に伴って、道路であれば将来の持ち主が市に移管するという前提で話が進むわけであるが、過去の例で何らかの形で開発的なことが行われ、まだ市に移管されていないような場所、またその当時は移管の義務がなかったと考えている、そういう場所について全部把握しているという話だったが、現実的には把握できていない場所もある。それに関してはできる限り地主と相談して寄附という形をとればと考えているが、あくまでも権利なので、登記が必要なことであり、時間をかけてやっていくしかないと考えている。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

##### 附帯意見

- 石田委員長：正副委員長で調製する。

閉 会